

○富士市あなたも商店主事業補助金交付要綱

平成 23 年 3 月 30 日

告示第 60 号

改正平成 31 年 3 月 29 日告示第 47 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 58 号

令和 5 年 3 月 31 日告示第 25 号

令和 6 年 3 月 29 日告示第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中心市街地（富士市中心市街地活性化基本計画（平成 16 年 2 月策定）に規定する中心市街地をいう。以下同じ。）の活性化を図るため、あなたも商店主事業を行う特定事業者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和 42 年富士市規則第 28 号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「あなたも商店主事業」とは、特定事業者が小売業、サービス業又は飲食業（これらの事業のうち酒類の提供を主目的にする営業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項、第 5 項から第 11 項まで及び第 13 項第 1 号から第 3 号までに規定する営業を除く。以下「小売業等」という。）を行うため、中心市街地の空き店舗等に出店する事業をいう。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定事業者 小売業等を営む者又は営もうとする者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する個人又は法人とする。
 - ア 常時使用する従業員の数が 50 人以下であること。
 - イ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社の場合にあっては、資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下であること。
 - ウ 市長が指定した選定機関（以下「選定機関」という。）の推薦を受けていること。
- (2) 空き店舗等 店舗（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗において小売業等を営むものを除く。）、倉庫等で、本来の用途としておおむね 3 月以上利用されていないものをいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助の対象となる出店は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請しようとする年度内に空き店舗等を借用し、又は購入するものであること。
- (2) 午後5時から翌日の午前10時までの間に限り営業するものではないこと。
- (3) 出店する期間が継続して1年以上（選定機関が定める審査の全てを経て、事業計画について認定を受けた特定事業者が出店する場合は、3年以上）であること。
- (4) この要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 同趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 中心市街地内の店舗の移転ではないこと。
- (7) 出店しようとする特定事業者が市町村税を完納していること。

2 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 空き店舗等の改装に要する経費
- (2) 空き店舗等の借用に要する経費
- (3) 備品の購入に要する経費
- (4) 広告宣伝に要する経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

（一部改正〔平成31年告示47号〕）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条第2項各号に掲げる経費の合計額とし、次の表の左欄に定める出店ごとに、同表の右欄に定める額を限度とする。

出店の区分	限度額
選定機関が定める審査の全てを経て、事業計画について認定を受けた特定事業者による出店	150万円
上記以外の特定事業者による出店	20万円

（交付の申請）

第5条 補助金を受けようとする者は、富士市あなたも商店主事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画に係る概要書
- (2) 空き店舗等の位置図
- (3) 補助対象経費に係る契約書又は見積書の写し
- (4) 空き店舗等の購入に係る契約書又は見積書の写し（空き店舗等を購入する場合に限る。）
- (5) 市町村税を完納していることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、富士市あなたも商店主事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ 補助事業に要する額の変更をしようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(完了報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日後1月以内又は当該事業の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までにあなたも商店主事業完了報告書（第3号様

式)に、補助対象経費に係る領収書及び請求内訳書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する完了の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市あなたも商店主事業補助金交付確定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(調査)

第10条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて調査することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第47号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第58号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和5年3月31日告示第25号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市あなたも商店主事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月29日告示第59号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

富士市あなたも商店主事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

富士市あなたも商店主事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額	円
実 施 す る 場 所	富士市
実 施 事 業 の 内 容	

第2号様式（第6条関係）

富士市あなたも商店主事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長



年 月 日付けで申請のあった富士市あなたも商店主事業補助金について、
次の条件を付して交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第3号様式（第8条関係）

あなたも商店主事業完了報告書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所

報告者 氏 名

電話番号

あなたも商店主事業が完了しましたので、関係資料を添えて次のとおり報告します。

交 付 決 定 額	円
完 了 年 月 日	年 月 日

第4号様式（第9条関係）

富士市あなたも商店主事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市あなたも商店主事業補助金について、
次のとおり確定しましたので通知します。

交付確定額	
-------	--

円

第1号様式（第5条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号〕）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第8条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号〕）

第4号様式（第9条関係）